

倶知安 農業委員会だより

NO.1 平成16年6月1日

〈発行者〉

倶知安町農業委員会（第18期委員）

倶知安町北1条東3丁目3番地

電話 22-1121 内線 250・251

FAX 23-2044（代表）

noui@town.kutchan.hokkaido.jp



寒別の馬鈴薯畑
平成13年7月上旬 撮影
作 井トミ子

発行にあたり

倶知安町農業委員会会長

伊 達 隆

このたび「農業委員会だより」を発刊するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

日頃より農業委員会活動に対しご指導、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本町の基幹産業の一つである農業をめぐる状況は、大変厳しいものがあります。BSE、鳥インフルエンザの発生、輸入農畜産物の増加、価格の低迷、農業経営者の高齢化、後継者不足、WTO農業交渉の今後の行方、FTA協議、食料自給率の達成等、内外ともに様々な問題に直面している今日でございます。

農業の持つ多面的機能、農業の持続的発展、農業者が意欲を持って生産に専念できるよう農業委員会は、農業者の代表として、地域の世話役として、農地保全、有効利用、担い手の育成、農政へ意見の反映等、将来の見える農業の一助として様々な活動に取り組んでまいります。

また、農地法並びに関連制度、農業者年金、農業振興、地域の話題・情報等の提供を分かりやすい紙面作りを考えていきたいと思っております。

本町農業の発展のため、農業委員一丸となり活動してまいりたいと考えております。

今後とも一層のご指導を賜りますようお願い申し上げます。

私たちが農業委員です



地域農政の発展・振興に努めています
皆さんの声をお聞かせください

足立 眞一（1班）
字出雲298

大堀 正明（3班）
字豊岡21

鈴木 芳幸（1班）
字扶桑64

蒔田 政見（2班）
字八幡338

野村 廣志（2班）
字瑞穂238

中村新次郎（3班）
字寒別267

前田 栄二（4班）
字岩尾別917

田村 裕昭（2班）
字八幡5

藤田 孝和（1班）
字巽104（農協推薦）

青木 一廣（4班）
字富士見312

木田 重信（1班）
字瑞穂15

久佐賀輝夫（3班）
字八幡730（議会推薦）

安達 進（4班）
字旭191（共済推薦）

阿部 敏洋（1班）
字高見243

中谷 慎一
（事務局長）

会長
伊達 隆（4班）
字比羅夫275

職務代理者
原田 修（1班）
字琴平577

作井トミ子（3班）
字寒別56（議会推薦）

東本千枝子（2班）
字高見150（議会推薦）

担当地区

1 班
峠下・琴平・高見・
末広・出雲・扶桑・
大和・瑞穂（瑞穂2
を除く）八幡の一部
市街地大通り以北

2 班
八幡（一部を除く）
瑞穂2・緑・
市街地大通り以南

3 班
寒別・山梨・豊岡・
巽・高嶺

4 班
富士見・高砂・
比羅夫・岩尾別・
旭・山田・樺山・
花園

※（ ）内は所属班・太字は班長

皆さんは、農業委員会という組織をご存知ですか？法令の定めにより、俱知安町役場内に設置されています。では、どのような組織なのでしょう。

農業委員会は、「農地」に関することを主な目的としています。

農地は、一般の土地（宅地や原野など）と異なり賃貸借や売買をするときは、必ず農業委員会の許可が必要とされています。また、農地を農地以外に使用する場合（農地転用）についても農業委員会に申請をし、北海道知事の許可を受けなければなりません。

たとえば、家を新築しようとした場合に、その土地が市街地にあったとしても、農地であれば、この許可が必要となるわけです。

農業委員会で示す「農地」とは「現況主義」と言われ、登記簿上が宅地や原野などであっても現況が農地であればこの法律の適用となります。（宅地内にある家庭菜園的なものは除かれます。）

農業委員会とは

農業委員会に対してご意見、ご要望等がありましたら、役場農業委員会事務局までお問い合わせください。

農業委員は、このような業務を行なうための非常勤公務員として、公職選挙法により農業者の代表として選出されます。

農業委員の活動として、税金、制度資金、農業者年金など農家の経営や生活に関する相談に対してきめ細かな世話役活動を行なうとともに、農業者の意見や要望を汲み取り農政へ反映するために、国、道、町に対し建議を行なっています。

また、地域農業の構造改革に向けて、認定農業者等の担い手への農地利用集積や経営の確立に向けた支援活動を展開しています。

農地法 Q & A

亡くなった父が残してくれた農地を相続するのに、農地法の許可がいるのだろうか

いいえ。農地法は土地の売買や賃貸借が対象です。相続の場合は、許可申請の必要はありません。

協定賃金表

平成16年度の農作業短期労働者の協定賃金は次のとおりです。

農作業名		協定賃金	1時間当り賃金	超勤1時間当り賃金	連絡経費	労働時間
田	田植え専門	6,700	790	990	400	7:30
	田一般作業	5,800	680	850	400	
畑	芋切り	5,400	640	800	400	17:30
	芋まき付け	6,000	710	890	400	
	芋拾い					
	機械作業	6,400	750	940	400	10月1日以降は ～17:00
	手作業	6,800	800	1,000	400	
	除草	5,400	640	800	400	
	小豆刈り	6,600	780	980	400	
畑一般作業		5,800	680	850	400	



労働条件等

- 1 休息 昼食1時間
午前・午後各15分
- 2 食事 田植えのみ1食付き
- 3 送迎 雇用主が行う経費は雇用主負担とする
- 4 保険 雇用主は農協を通じ雇用保険に加入する
- 5 その他 作業が併用した場合や未経験者は、推進員と協議する

ようてい農業法人ネットワーク設立

3月8日、俱知安町役場に農業生産法人や農業を営む法人の代表が集い、「ようてい農業法人ネットワーク」を設立しました。

会員は、有限会社7法人、農事実行組合2法人、農業法人を目指す農家1戸で構成され、事務局を農業委員会に設置しました。

これら法人等が、地域農業・農村の担い手として重要な役割を担っていることに鑑み、会員相互の連絡・協調・情報交換・自主研鑽を通じて、地域の農業法人自らが意欲的に経営改善等に取り組み、経営の確立・発展等を図るとともに、地域農業・農村の振興に資することを目的としています。

役員は次のとおり選任されました。

代表幹事	青木一廣さん アオキアグリシステム(有)
事務局長	岡康史さん (有)黎明農場
幹事	原田和夫さん (有)原田産業 蒔田博巳さん 農事組合法人 蒔田農場

代表幹事の青木一廣さんは、今後の活動について「情報の交換や会員相互の連携を深めるため、山麓の農業法人、農業法人を目指す農家にも参加を呼びかけていきたい。」と抱負を語っていました。

代表幹事の青木一廣さんは、今後の活動について「情報の交換や会員相互の連携を深めるため、山麓の農業法人、農業法人を目指す農家にも参加を呼びかけていきたい。」と抱負を語っていました。

1月23日	第1回 総 会
2月 3日	農地等利用調整会議 (3班)
2月12日	農地等利用調整会議 (2班)
2月13日	農地等利用調整会議 (2班)
2月18日	農地等利用調整会議 (1班)
2月24日	農地等利用調整会議 (2班)
2月27日	第2回 総 会
3月10日	農地等利用調整会議 (3班)
3月12日	農地等利用調整会議 (2・4班)
3月15日	農地等利用調整会議 (1班)
3月19日	農地等利用調整会議 (2・3班)
3月22日	農地等利用調整会議 (1・4班)
3月23日	農地等利用調整会議 (1班)
3月25日	農地等利用調整会議 (3班)
3月28日	第3回 総 会
4月5・6日	山麓地区農業委員会協議会総会
4月 9日	農地等利用調整会議 (2班)
4月12日	農地等利用調整会議 (1班)
4月20日	後志地方農業委員会連合会総会
4月22日	農地等利用調整会議 (2班)
4月23日	農地等利用調整会議 (2班)
4月26日	農地等利用調整会議 (2・3班)
4月28日	第4回 総 会
4月28日	土地の現況証明願いに係る 現地調査(1・4班)

ご不明な点は、農業委員会事務局へお問合せください。

皆さんからのご意見や情報提供などをお待ちしています。また、疑問や質問などもお寄せください。

消費者と生産者の懸け橋となれば幸いです。

伊達隆	作井卜三子	東本千枝子	足立眞一
-----	-------	-------	------